

長野市景観顕彰制度実施要領

(目的)

第1 この要領は、長野市景観顕彰制度実施要綱（以下「要綱」という。）第5に基づき、募集及び表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(顕彰の対象)

第2 顕彰の対象は、要綱の第2に規定するもので、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 長野市内に存するもの
- (2) 法令に違反しないもの
- (3) 長野市が過去に実施した都市景観賞、長野市景観賞及び長野市景観奨励賞の入賞作品でないもの
- (4) ながの花と緑大賞の応募内容に該当しないもの

(募集方法)

第3 リーフレット、広報ながの、ホームページ等によるものとする。

(審査)

第4 審査は、長野市景観審議会（以下「審議会」という。）において行う。

2 審査にあたっての選考基準等は審議会で定める。

(顕彰の決定)

第5 審議会は審査の結果、優れているものとして長野市景観賞（以下「景観賞」という。）候補作品若干数を選ぶ。なお、審議会は必要があると認めた場合には、長野市景観奨励賞（以下「奨励賞」という。）候補作品を選ぶことができる。

2 市長は、審議会が選考した候補作品の中から、景観賞及び奨励賞を決定する。

(顕彰の方法)

第6 要綱の第3の顕彰については、次のとおりとする。

- (1) 市長は、景観賞に決定した建築物等及び団体等について、建築物等にあつては当該建築物等の所有者、設計者、施工者等に、団体等にあつては当該団体等に、賞状及び楯等を授与するものとする。ただし、当該建築物等の建築主が国、県、市等であるときは、授与の内容を変更することができる。
- (2) 市長は、奨励賞に決定した建築物等及び団体等について、建築物等にあつては当該建築物等の所有者、設計者、施工者等に、団体等にあつては当該団体等に、賞状及び楯等を授与するものとする。
- (3) 設計又は施工を共同で行った場合、市長は、それぞれの設計者又は施工者を顕彰するものとする。
- (4) 市長は、景観賞及び奨励賞に決定した建築物等又は団体等を推薦した者に、記念品を授与するものとする。